

「青塚駅周辺地区まちづくりに関する」意見、要望等

2024.8.6

回答

1 まちづくりスケジュールについて

- 青塚駅周辺地区まちづくりスケジュールを具体的に説明してほしい。

- 県道拡幅に関して直接関係する世帯はいつ頃わかるのか。

- まちづくりに直接関係する世帯はいつ頃わかるのか。

2 青塚駅周辺の開発について

- 現行の案では踏切南側の送り迎えによる駐停車滞留（図1）の解消はされないのではないか。したがって駅前広場を県道沿いにするべきではないと考える。

- 駅の改札が主要道路に接している例はあまりない。踏切事故の原因にもなっている。

- 駅改札を駅中央に移動することで解消され、電車乗降にもメリットがあると思われる。

- 駅改札を駅中央に移動する場合に、県道からのアクセス通路はできるのか。

- 現行案の駅北側駅前広場は県道を横断しなければならず、危険が伴い適当ではないと思われる。

- 障がい者にも優しい跨線橋または地下通路の設置はできるのか。

- 県道蜂須賀白浜線の駅北側（あま市側）の開発はどうするのか。

- あま市側との話し合いはどうなっているのか説明してほしい。

- 現行案の駅前周辺の道路はどのように整備していくのか。具体的に説明してほしい。

回答内容については、説明会後に予定している勉強会で住民の皆様と検討を進め、鉄道事業者等の関係機関とも協議する内容もございますので、決定内容ではないことをご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

資料 2

図 1



「青塚駅周辺地区まちづくりに関する」意見、要望等	回答
○ 青塚駅を県道東側あるいは青塚住宅跡地に移動しない理由を明確に説明してほしい。	これまで市には、青塚駅の駅舎を現在の市営青塚住宅跡地に移転するなどのご意見を頂いていますが、この駅舎移転には、現在、お住まいの方々に退去して頂く必要があります。また、津島線の名古屋駅速達性を高めるため、過去にダイヤ改正の話を行った際、ダイヤ改正に向けては、先に須ヶ口駅にある名鉄本線と津島線の分岐点の改良のほか、名鉄名古屋駅のホーム拡張も必要となり、この課題を解決する必要があるため、ダイヤ改正を伴う青塚駅の駅舎を市営青塚住宅跡地に移設することには長い期間を要することとなります。小学校からの通学路の安全性確保、過去ワークショップでの県道拡幅や駅前広場の整備が望まれていることから、早期整備に向けて計画しており、現在のところは改札口の移設などを考えております。
○ 駅前広場をを図2のような開発はできるのか説明をしてほしい。	市でも検討を行いましたが、県道から駅前広場までのアクセス性が乏しい結果、断念しています。
○ 青塚住宅北側の踏切の廃止は、駅踏切に交通が集中し危険が増すことになる。また、線路北側地域との交流等の妨げとなるため適当でないと考える。	県道の踏切を拡幅する際には、青塚住宅の踏切を閉じることになり、不便さを感じると思われます。しかしながら、名古屋鉄道㈱からは、ご指摘される踏切は将来に渡っても拡幅することはできないと伺っています。踏切自体の数を減らし事故減少を目指す方向性ですので、県道拡幅に併せ歩道が確保された安全な踏切を整備することが前提と考えております。
○ 青塚駅を高架にできない理由を説明してほしい。	青塚駅と踏切を大きく跨いでいる西尾張中央道との距離が短く、現状の西尾張中央道の道路高架の状態で青塚駅のみの短い区間で鉄道高架できるかを検討する必要があります。
○ 駅前広場にバス停を設置してほしい。	駅前広場には、コミュニティバスが乗降ができるように検討して行く方針です。
3 安心・安全なまちづくりについて	
○ この際、安心、安全なまちづくり、特に災害に強いまちづくりを進めてほしい。このことは、新しい世代（世帯）の誘致に必須の条件と考える。	災害対策はハード面として、行政や民間開発の中で進めて行くほか、ソフト面の対策も非常に重要ですので、地元の自主防災会組織のご協力も併せて必要と考えています。
○ 目比川の決壊等の災害を想定した場合、青塚住民の避難場所が確保されていない。蛭間小学校の避難所は小学校周辺の避難でいっぱいになってしまい、避難所から離れている青塚住民は避難できない。これらのことから青塚地域に防災センター（避難場所）及び防災公園を作つてほしい。	神守地区でまちづくり計画を検討した際には、防災公園を位置づけ、本年度に供用開始しております。青塚町でも同様な整備も検討していきたい考えです。
○ 蛭間小学校の生徒数が年々減少しつつあることもあり、次の世代のまちづくりが必要である。県道の蛭間町交差点から青塚駅までの道路の整備を県に要請されないのか。特に、蛭間小学校、神守中学校、津島東高校生徒の通学路の整備は必須である。また、公園や集会施設の整備もしてほしい。	県道整備は、安全な通学路整備の一環として県と協議して事業を進めてまいります。その際、早期事業完成に向けて、沿線所有者の方にも建物の建替えにおける規制や早期買収への協力など、ご協力願います。 公園は整備は可能であります。しかし、過去に地元町内会で整備した集会所施設を面整備の際に建替えた事例はありますが、市が新たに集会所施設を設置した事例はありません。
○ 新しい世帯の誘致などの住宅構想（図3）は、どのように考えているのか。具体的な説明が聞きたい。	農地や雑種地等で住宅開発が進められるようにしたいと考えております。ただし、現状では市街化調整区域で住宅開発は規制されており、6m以上の幹線道路の必要や公園などの整備計画を決め、この2点は市事業にて進めて行く方針となります。 住宅地の位置については、まずは一定程度の広さのある農地を、複数の所有者で合意頂ければ、民間開発による住宅造成事業の際、生活道路の拡幅と併せて進められるものと考えています。
○ 商業施設（スーパーマーケット等）の誘致（図3）はできるのか。	民間事業者にヒアリングしたところ、現状では近くにスーパーがあるため誘致は難しいと聞いております。 住宅開発が進み、民間事業者にとって需要があると判断ができた際には、コンビニやドラッグストア（売場面積1,000m ² 以下）の建設を可能となるよう、まちづくりのルールを設定していく考えです。

図 2



図 3

